

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

令和3年2月
国土交通省自動車局

I. 背景

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にある。また、報告中、運行の中断等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっている。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされているところであるが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとする。

II. 改正概要

以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

- ・ 未受診者による健康起因事故が発生したもの（注1）（注2）

初違反 40日車 再違反 80日車

（注1） 健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患および意識喪失により生じた重大事故をいう。

（注2） 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合などに適用する。

＜参考＞現行の行政処分の基準

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

① 未受診者1名	初違反： 警 告	再違反： 10日車
② 未受診者2名	初違反： 20日車	再違反： 40日車
③ 未受診者3名以上	初違反： 40日車	再違反： 80日車

2 疾病、疲労等による乗務

初違反： 80日車 再違反： 160日車

3 薬物等使用乗務

初違反： 100日車 再違反： 200日車

III. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和3年3月中

通達施行：令和3年4月1日